

生活福祉委員会会議録

平成23年9月8日 13時00分 開会
14時26分 閉会

網走市議会

午後1時00分 開会

○渡部副委員長

それでは、ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、9月5日に岡本委員長が御逝去されましたことから、委員長の互選を行いますので、新委員長が決定するまで間、私、副委員長が職務を代行させていただきます。

早速、委員長の互選を行うわけではありますが、既に内定していますので、私のほうから御指名をさせていただきますと思います。

委員長には、空英雄委員を御指名したいと存じますが、これに御異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○渡部副委員長

異議がございませんので、空委員を委員長に決定いたしました。

空委員長、委員長席にお着き願います。

○空委員長

それでは、就任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

皆様の御推挙によりまして、委員長ということでございますけれども、私にとっては凶らずもということで、岡本委員長の御逝去ということでございますので、務めさせていただきますと存じます。

もとより、微力ではございますけれども、皆様方の御協力のもとにスムーズな委員会を運営してまいりたいと、このように考えておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

一言ごあいさつとさせていただきます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日の委員会には、議案2件と請願5件、要請2件の合計9件について審議をさせていただきます。

審議につきましては、8月29日開催の説明会におきまして、既に理事者から説明を受けております。しかし再度、簡単な説明を受けてから審議に入りたいと、このように思います。

また、議案等審議終了後、その他の部分として行政視察についての最終確認をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案につきましては2件でございます。1項目ずつ御審議をいただきたいと、このように思います。

議案第1号平成23年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分でございます。

○笹尾市民課長

それでは、平成23年度網走市一般会計補正予算中、市民活動費、地域防災組織育成事業補助金補正予算について御説明申し上げます。

初めに、お手元に配付しております議案資料1号の13ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容でございますが、浦士別栄自治会が実施する自主防災組織に係る備品整備事業につきまして、このたび財団法人自治総合センターが助成する地域防災組織育成助成事業に該当する事業として、かねてより助成申請しておりましたが、このたび採択されました。

そのため、次の経費を追加補正するものでございます。

自主防災組織の整備しようとする内容につきましては、発電機、テント、ライト等とそれらを収納するガレージを備品として整備するための補助金でございます。130万円が補正額でございます。

補正額の①歳出予算でございますが、款、項、目及び事業名につきましては記載のとおりでございます。

補正前の額ゼロ円、補正額130万円、財源内訳は雑入、補正後の額は130万円でございます。

補正額の②歳入予算でございますが、科目につきましては記載のとおりでございます。

補正前の額ゼロ円、補正額130万円、補正後の額は130万円でございます。全額、財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

以上でございます。

○空委員長

それでは、早速、審議に入りたいと思います。質疑ございますか。

○松浦委員

自主防災組織というのは、この浦士別栄自治会だけではないと思うのですが、今現在、網走市内にこの自主防災組織はどのくらいあるのでしょうか。

○笹尾市民課長

先月、8月現在の数値が、網走市町内会連合会によって調査を確認されております。それによりますと、地区連単位としましては四つ、呼人、潮見、鉄南、駒場と四つの地区連が組織されており

まして、単位町内会としましては浦士別栄自治体初め、都合61の団体が組織されております。

以上です。

○松浦委員

それぞれ地域にこういう自主防災組織があって、それぞれ条件が地域によって違うのだらうというふうに思います。

今回、浦士別栄地区の自治会の自主防災組織が、かねてから申請をしてきたということで今回、認められたということではありますが、そのほかに今現在61団体ありまして、その中からも今後、そういったこれに類する申請等があれば申請し、そして認められればこういった形で補助を受けられると、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○笹尾市民課長

今、委員からお話ありましたとおり、あくまでも自主防災組織という団体側からの意向というのでしょうか、希望があって、それに市が意見書をつけて、市を経由して申請をするという制度でございまして、そのような希望の団体がございましたら、その都度、御相談をさせていただきたいと存じます。

○空委員長

そのほか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第1号平成23年度一般会計補正予算中、これにつきましては全会一致ということで、了承という形でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、これについては原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

続きまして、2番目の補正予算中、民生費、児童福祉費に関する保育所費ですけれども、法人立保育事業、認定子ども園整備事業補助金に関しての説明を願います。

○後藤子育て支援課長

平成23年度一般会計、保育所費、認定子ども園整備事業補助金の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料の14ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容ですが、学校法人網走桂学

園が実施する、認定子ども園整備にかかる道の補助金につきまして財源補正をするものです。

この事業は、安心子ども基金の保育所緊急整備事業を活用することで進めてまいりましたが、このたび国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに基づき、待機児童ゼロ計画を提出しておりましたところ、このたび審査の結果通知があり、採択されたところです。

このことによりまして、国の補助率が2分の1から3分の2にかさ上げされる見込みとなりましたので、今回、金額では2,250万円の増額の財源補正を行います。

次に、認定子ども園にかかる備品整備に対する補助金ですが、この費用につきましては調理室、保育室等の備品でございまして、内容の精査に時間を要することから当初予算での計上を見送っておりましたが、このたび内容が確定いたしましたので、補助金1,800万円を追加補正するものです。なお、財源は全額、一般財源となっております。

以上でございます。

○空委員長

それでは早速、審議に入ります。

質疑ございますか。

○松浦委員

今、課長からお話があったように、これは学校法人網走桂学園が実施する事業ということでありまして、つくし保育園が閉園になり、そして幼保一体という形での認定子ども園であるということでもあります。

基本的に伺いたいのは、この認定子ども園にかかる備品整備に対して市が1,800万円の補助をするということではありますが、一体どのような中身なのか伺いたいと思います。

○後藤子育て支援課長

1,800万円の内訳でございますが、調理室関係が、このうち1,224万6,500円、保育室関係が672万円ほどとなっております。

○松浦委員

極めて大ざっぱでよくわからないのですが、調理室といっても、調理室の中にどのような物があるのか、どのような物を用意するのか、1,224万何がしという細かい数字まで出ているわけですから、その辺、すべてお話ししてくれとは言いませんが、大まかな備品について伺いたいと思いま

す。

○後藤子育て支援課長

まず、調理室関係で一番大きなものといましては、単価で高いのが食器洗浄機が200万円近くします。その次が冷蔵庫、これが2台ありますけれども130万円と116万円、それとIH調理器、これが138万円です。消毒保管機、これが100万円、以上が100万円を超えるような備品となっております。

保育室関係につきましては、余り大きなものはございませんが、小さな備品を取りまとめた結果、こういうような数字となっております。

○松浦委員

疑問に思ったのは、いわゆる学校法人という民間の運営する、この認定子ども園に市が1,800万円という財政が厳しい中で、備品整備に補助金として補助するということについて、果たしてどういった大義があるのかなど、この辺、本来、これは法人が用意しても全くおかしいものではない、本来、そういうものではないかというふうに私は認識しているのものでありますから、その辺、なぜそうなのかお伺いしたいと思います。

○後藤子育て支援課長

保育所運営につきましては、過去に潮見保育園が民営化ということで、民間でやっていた経緯がございます。

そのとき行っていたやはり補助の内容と余り違ったものになっても困るかなというようなことが、まず第1点ございます。

その次に、運営費は毎年、補助、これもランニングコストということで補助するわけですがけれども、最初の初年度のインシヤルコスト分につきましても、ある程度の負担をして学校法人に過大な借金を背負わせないような格好にしないと、後々毎年の運営費、人件費が大きいのですけれども、そちらのほうにしわ寄せが行くということになりますと、保育士の待遇にも影響してきますし、その結果、子供の保育にも影響することになっては困ると思いますので、そういった初年度のかかる経費につきましても補助をしていくという考えで進めております。

○松浦委員

今、説明受けましたけれども、その意味でも私は、あえて公立のつくし保育園をなくして、そして今、幼保一体の認定子ども園にするということ

について、この間、私どもはそれは公立保育所をなくして、そういう形にするのはいかがなものかということで反対をしてきたところですよ。

そういう意味でも、そういった運営等の不安があるというのであれば、これまでどおりつくし保育園を公立のまま残し、より安心した保育環境を整えるということのほうははるかにいいのだらうと、こんなふうに私は思いますので、いろいろ今、質疑をしましたがけれども、この1,800万円の補助については、この間のいろいろな議論の経過も踏まえて、私どもは賛成できないと、こういう立場でございます。

○空委員長

それでは、それぞれの委員から御意見を伺いたいというふうに思います。

○小澤委員

その前に1点確認なのですが、この備品整備にかかわる1,800万円ということで追加されていますが、これは現在、行われている工事の一環なのか、それとも別途備品購入ということで入札か何か行われるのでしょうか。

○後藤子育て支援課長

現在、建設工事、本体工事が進められておりますが、それにつきましては国の補助対象になってございます。

備品の中でも、備えつけの設置するようなものにつきましては、できるだけ本体工事に含めまして、その残った補助対象以外の備品を単費で補助することになります。

○小澤委員

ということは、今回、この1,800万円というのは、また別と考えてやるということですね。

○後藤子育て支援課長

契約につきましてまた別途、契約されることとなります。

○小澤委員

わかりました。

先ほどの話の中で、用途という話がありました。過去の例を見ても潮見保育園ではそのような形で行われてきたということで、私としては必要な経費として考えてよろしいのではないかと思います。

○立崎委員

この資料を見た段階で、私いろいろ個人的に考えさせてもらいました。

1,800万円という経費を一般財源のほうからというのも考えてはいらっしまったと思うのです。当初、計画に当初予定と補正がついたということで、今回、このようになってきたということなのでしょうから、私としてはこのままの1,800万円ということで賛成でございます。

以上です。

○渡部副委員長

私も基本的に賛成の立場で、認めた上でお話しさせていただきたいのですが、松浦委員のおっしゃっていたように、これまでにそういった経過があったのは私も知っていますが、実際に認定子ども園として今、建築を行っている現状でありますので、こういったことをこれからも市がかかわって、よりよい運営になっていくためにやってほしいと思います。

○空委員長

それでは、私のほうからも若干確認をさせていただきたいと思います。

これは、実施される場合のその後の保育内容の概要ということで、いろいろ未満児の定数の問題だとか、あるいは一時保育の問題、そういう問題等も現行と比してどのような状況になっていくのか、どのように考えていかれるのか、これは乳児保育その問題もありますので、そういう部分で、これは未満児保育については定数は将来はふえていくのですか、今度はふえていくというようなことになるのですか。

○後藤子育て支援課長

保育内容ですが、乳児保育、ゼロ歳児保育、これは行うことであります。このほかに、延長保育、一時保育、給食が3歳以上は御飯だけ主食を持ってきていただいているのですが、これも園のほうですべて用意して完全給食ということが決まっています。

そして、この補助金がかさ上げされますけれども、待機児童を減らすということが条件になっておりますので、未満児の定員を若干、今までよりもふやすようなことで考えております。

まだ、具体的に何名というのはちょっと、もうちょっと時間がかかるかなという状況でございます。

以上です。

○空委員長

わかりました。

それでは、私自身もただいま説明の中で納得できるという気持ちでございます。

それぞれ意見が分かれておりますけれども、大方の皆さんの意見が原案可決すべきものと、このような御意見でございますので、大方の賛成者を持ちまして、原案可決すべきものと決定をさせていただきたいと、このように思います。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、そのように扱わせていただきます。

続きまして、議案第3号平成23年度網走市介護保険特別会計補正予算について、御説明願います。

○児玉介護福祉課長

平成23年度網走市介護保険特別会計補正予算、介護保険事業基金積立金、償還金につきまして御説明申し上げます。

議案資料の15ページをお開きください。

まず、補正の理由及び内容についてですが、前年度、介護保険事業会計の精算に伴い経費を追加補正するものです。

前年度の介護給付費等の確定に伴いまして精算で生じました227万5,000円を介護保険事業基金へ積み立てするもの、並びに国庫負担金の返還金は333万9,000円、国庫地域支援事業交付金の返還金が2万3,000円、道地域支援事業交付金の返還金が1万2,000円、支払基金交付金の地域支援返還金が2万7,000円と、合わせて340万1,000円を返還するため、合計で567万6,000円を補正するものです。

次に、補正額についてですが、①番の歳出予算としまして、介護保険事業基金積立金、補正前の額542万9,000円、補正額227万5,000円、補正後770万4,000円といたしまして、補正の財源としましては追加交付による道負担金でございます。

その下段になりますけれども、償還金につきましては、補正前の額がゼロ円、補正額が340万1,000円、補正後の額が340万1,000円で、財源につきましては追加交付を受ける道負担金、支払基金交付金、繰越金でございます。詳細は内訳記載のとおりでございます。

次のページをごらんください。

②番、歳入予算の補正額についてでございますけれども、道負担金が補正前の額ゼロ円、補正額

454万円、補正後の額454万円、支払基金交付金が、補正前でゼロ円、補正額90万3,000円、補正後の額90万3,000円、繰越金が補正前でゼロ円、補正額23万3,000円、補正後の額23万3,000円となっております。

以上でございます。

○空委員長

ただいま御説明いただきました。

早速、審議に入らせていただきます。

質疑ございますか。

○松浦委員

今、基金におきまして、補正額227万5,000円の積み立てで、トータル770万4,000円というような話でありましたけれども、これまでの基金があったと思うのですけれども、これを受けると総額どのくらいになるのか、とらえていますか。

○児玉介護福祉課長

介護保険の基金につきましては、今現在、平成22年度の決算が終わった時点ですけれども、残高が2億2,200万円ほどでございます。

○松浦委員

そうしますと、この2億2,200万円プラス今回の227万5,000円と、その前の額と合わせた770万4,000円、足すと約2億3,000万円ぐらいというふうになるのか、その辺ちょっと詳しくお願いします。

○児玉介護福祉課長

現在の基金残高が2億2,200万円ほどですので、今回、補正額含めて、補正後の基金積立金の額が770万4,000円となりますので、これを合計しますと、約ですけれども2億3,000万円という金額の残高を予定しております。

ただ、歳出予算のほうでは、ことしの平成23年度の実際の介護事業の中で取り崩して算定していますので、単純にこの2億3,000万円が23年度の決算の残高になるということではございません。

○松浦委員

その辺はわかりました。

今、第5次の策定委員会を開いて、来年度の保険料等も決まってくるのだらうと思いますし、その中でこの基金もどのような形で使われるか、その辺は私もわかりませんが、いずれにしても今の介護保険制度の矛盾といいますか、結局、低所得者の人たちは幾ら介護度が高くても利用できない、満額利用できないという状況があったり

して、そういう中で結果としてはこういう形で基金として残っているわけですが、この辺の基金の使い方についてはぜひ、加入者、あるいはそういった人たちにできるだけ軽減になるような形に使ってほしいものだと、この辺は要望しておきたいと思います。

以上です。

○空委員長

基本的に了承ということですか。

○松浦委員

はい。

○空委員長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

ないようでございます。

それでは、議案第3号平成23年度介護保険特別会計補正予算につきましては、全会一致で原案可決すべきものということで決定をさせていただきます。

次に、継続中の請願1件でございます。

この件につきまして、審議をしたいと思いません。

請願第3号網走市国民健康保険料の引き下げを求める請願につきまして、この請願につきましては、採択となった場合、関係行政庁への意見書の送付ではなく、地方自治法第125条の規定によりまして、市長へ請願採択の結果を送付することとなります。

市長へ送付するに当たりまして、付帯意見を添えることができますが、その場合は、委員会として付帯意見の内容を決定していただきます。

本請願は6月23日の当委員会の審議におきまして、継続審議となったものであります。

今回、新たに提出されました6番目の請願第8号網走市の国保料の引き下げを求める請願とほぼ同じ願意の請願でありますことから、請願第3号と第8号は一括して御審議をいただきたいと思えます。

なお、請願第8号には、1,750筆の署名が添えて提出されていることを申し添えます。

それでは早速、審議に入りたいと、このように思います。

○松浦委員

今、委員長からありましたように、請願第8号

につきましては、1,750筆の署名が上がっておりますし、さらには6月議会に当たって、これは市長への陳情ということで、これも署名がついております。それは、1,395筆集めて6月上旬、市長に手渡ししたところであります。

皆さんもいろいろところで国保料が高いという声は市民から伺っているのではないかとこのように思います。実はこの間、国の国庫負担金がどんどん減らされてきたというのが国保料が引き上がる大きな要因であるということでもありますから、基本的には国の国庫負担率を上げなければ、根本的な矛盾は解決しないという問題はあります。

しかし、そういう中であっても、やはり全国の各自治体においては法定外の繰り入れを行うなどして、極力、保険料引き下げに努めていると、こういう状況になっているというふうに思います。

この間の市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を見ても、今から30年前の1980年は全国の国保総収入に占める国庫支出金の割合というのは57.5%くらいあったのですが、2008年度でいいますと、これは24.1%まで落ち込むと、こういうことです。

保険料はどうかといいますと、1984年ころは大体、1人当たり3万9,000円ぐらいだったのが、今は9万600円ぐらいなのです。

それで、収入は加入者の収入はどうかといいますと、1980年代から90年代の後半ぐらいまでは比較的収入が順調に伸びていて、それでも1世帯当たりの平均にすれば1995年で230万円ぐらいです。当時、保険料は7万円、2008年で言うところこれがどんどん下がって168万円しか収入がないと。しかし保険料は9万円を超える。2009年で言えばもっと下がって159万円まで平均所得が減少していると、こういう状況です。

所得が減少しているけれども、保険料は3倍ぐらいまで上がってしまっているという、こういう状況なのです。

だから、皆さん、悲鳴が上がるなんていう声があります。私も、選挙のとき、あるいはこの間、国保の署名の活動に参加していますが、一番驚かれたのはことし退職した人が前年度収入で来ますから、それこそ驚きの声で何とかならないのかという声がありましたし、ましてや資産、土地と家があればそれに対して固定資産税額の40%

という形で加算されるということで、大変重く保険料がかかるという状況であります。

低所得者でいいますと、所得がゼロであっても均等割、平等割、それから7割軽減を受けても2万円ぐらいの保険料がかかってしまうと、こういう状況でありまして、そういう意味では今、この請願で上がっているこの6月議会の中で1世帯当たり平均4,100円の引き下げをしたということは、これは評価をしているのだけれども、それでも高い、こういう声、これは私も非常に痛感しますし、ましてやこの署名、1,750筆というのは国保加入世帯でいいますと約6,000世帯ですから、人口で3万9,000人ですから、この署名の重みというのは大変なものだというふうに思います。

その辺をぜひ、皆様も重く受けとめていただいて判断をしていただきたいと思いますが、この中で、よってということで網走市に対して要望がありますように、国に以前のように5割負担に戻すように求めるということと同時に、市の一般会計から繰り入れて世帯1万円下げてほしいと、こういう強い要望でありますので、これはぜひ請願第3号とあわせて内容的に同じでありますから、皆さんの御同意をいただきたいことを述べて、ぜひ採択をしていただきたいとお願いしたいと思っております。

○空委員長

委員としては採択ということですね。

○松浦委員

はい。

○空委員長

他の委員の御意見を伺いたいと思っております。

○小澤委員

この中にあります、国に対しての要望というのはこれからもしていかなくはないのだからと私自身も思いますし、やはり国保の保険料に対しては高く感じて、生活が大変だという声も私自身も聞いておりますが、やはり市の一般会計を取り崩してやっていいのかどうかという部分は疑問に思う点もありますので、国に対しての要望というは指摘していかなければいけないとは思いますが、この一般会計から繰り入れという文言に対してちょっと疑問が残りますので、賛成はできません。

○立崎委員

私としては、基本的には不採択です。というの

は、今、松浦委員がおっしゃったように、市民の声、それから私が聞く声でも国保料が高いという声は聞きます。

ただ、この署名の1,750筆集めて本当に御苦労さまでしたという言葉をかけたいなというのが一つと、あと単純に高いか安いだけの答えを求めたものであれば、人間どういった場合であっても安いほうがいいということは当然のことではないかなというふうに考えます。

決して、そういうふうな問いかけではないのかもしれないのですが、単純にそういうふうに思ったのが一つです。

それからもう一つ、先ほど小澤委員が言ったように国への申し入れというのは必要だと思いません。ですが、当市の一般会計の状況を僕らなりに精査して、これからも精査していくのですけれども、それを考えた上で1万円の引き下げをとるのは、ちょっと難しい状況ではないかというふうに感じます。

私自身もこの委員になる前までは、国保の運営委員をやらせていただきました。その中で、過去、十数年やらせていただいたのですけれども、そんな中で当市だけが突出して高いという意見は全くなく、周りと比べると適正かどうかはわかりません。しかしながら、べらぼうな金額というふうには私は思いませんので不採択という意見でございます。

○渡部副委員長

6月の議会の中でも、この請願の第3号ということで一度、かけていただいていますので、今の市の一般会計の中の基金というのは、ある程度あるのだと思います。

ただ、その基金を取り崩して今、一時しのぎではないですが、それが何年続くのかということがわからないのだと思うのです。私も国保料が安くなることに越したことはないということに関しては賛成なのですけれども、その基金を崩して何年続くのか、その後、国のほうの負担が5割に戻っていなかったときどうなるのかということも含めた上で、いろいろな方面から検討していかなければならないことだというふうに考えています。

賛成する立場にはなれないと、継続でお願いしたいと思います。

○空委員長

それぞれ皆さん方から御意見を賜りました。

○松浦委員

今議会から委員間の議論もしていいということで、若干、小澤委員からお話のあった一般会計からの繰り入れについて疑問があるということでありますけれども、これは5月臨時会の中でも経済対策で市が一般会計、財政調整基金から3,000万円をたしか繰り入れていますよね。

そういう意味からすると、何ら私は違和感を待たないですし、より積極的であってもいいのではないかと、こんなふうに私は思うのですが、その辺での整合性といいますか、経済対策はいいけれども、この国保に財政調整基金の一部を使うということが疑問があるというのは、その辺はちょっと私のほうが理解できないので、この辺どんなふうに考えているのか伺いたいと思います。

○小澤委員

やはり一過性のものではなく、一度やはり一般会計から繰り入れをすると、これはもう半永久的にとは言いませんが、継続的に続いてしまうということで、本当に今後、市の財政がよくなる見通しのもとやるのでしたら賛成ですけれども、将来性を考えて疑問を持つのと、あと国保以外にも社会保険等加入している市民の方が大半ですので、そこに限っての対策ということに疑問を覚えます。

○松浦委員

そもそも協会けんぽや共済の保険と対比すること自体が無理があるのです。協会けんぽや共済あたりは会社なり、団体が半額負担しますから、国保と決定的に違うのは、そこが以前、国が5割負担していたのです、1983年ぐらいまでは。それが、どんどん国保負担が比率を下げられて、今、その半分にまでなってしまっていて、そして以前は事務費や何かも全部、国が負担していたのを、それも全部カットされて、結局、地元の市町村がその分も抱えてしまっている。

いわば、何のための国民健康保険なのか、名前だけだと。結局、その全部つけは市町村と加入世帯にかぶさってくる、こういう現実があるのです。

だから今、小澤委員みたいのはやはり、協会けんぽと対比すること自体、全く意味ないのです。そのくらいつまり国が撤退した分、大半が加入者と保険者である自治体にかぶさっているという、こういうことになっていますから、そこで何がで

きるかといえば、確かに自治体の財政は大変なのもわかっているのだけれども、しかし全道の中では一般会計から繰り入れている自治体はたくさんあるのです。

当市でも、平成20年、21年ですから、2カ年、二千数百万とか、3,000万円とかという形で法定外繰り入れをしているのです。

そういう意味では、やれないことはないし、まさにこうすることによって今、現在、実は国保会計というのは滞納者がいることで、その分も結局、次年度には保険料にその分、はね返ると悪循環になっているというふうに私は思うのですけれども、そういう意味でも保険料を一定、下げることによって収納率も少しは上がるのだらうというふうに思いますし、とにかく低所得者の人たちの納めることの大変さ、これを考えますとやはり何とかこの請願の趣旨を考慮していただいて、賛同いただけないものかと、こんなふうに思うところです。

○立崎委員

今のお話についてなのですけれども、十分、下げていただきたいという気持ちもわかります、それから平成20年度、21年度の一般会計からの繰り入れというの、私もそれは知ってはおります。

もっと昔にさかのぼれば、当然、国保の基金というのがございまして、そちらのほうから繰り入れをしていたという経過はございます。それは当然、皆さんも御存じのことだと思います。

ですがやはり、国の5割負担から変わったところだという、今、松浦委員の御説明があったのですけれども、全くそのとおりで、国に対しての働きかけは本当に必要だと思います。

でも、それを今回、1世帯当たり1万円というところに、何とか要望したいというのは本当にわかるのですけれども、私はそれはなかなか難しいものがあるのではないかなと思います。現在でも一般会計のほうからどういう形で繰り入れされているか、僕はちょっと離れてしまったので中身的なものはまだきちっと調べておりません、何とも言えませんが、その辺はちょっとやはり難しいのではないかなというふうに考えるところです。

以上です。

○空委員長

それぞれの委員の御意見がございましたけれども、るる聞いていますともみんな理解もできる

と、要は国保料が高いという議論の裏には、やはり医療費の現状という部分が大きくリンクしていると、これについてははっきりしていると思うのです。

これは、ただ国保料だけではなく、医療費をいかに圧縮できるかという、こういうことも含めて今後、検討していく必要があるのではないのかなと、このことを考えたときに、私としては1戸1万、6,000世帯という意味で単純に計算をすると6,000万円というような議論になってしまうわけですけれども、これについては財政という部分、これは市民という部分では国保の加入者だけでなくして、さまざまな他の福祉の問題もありますし、全体の中で考えたときに気持ちはわかるけれども、時期尚早と私は判断をいたします。

そういうことで、これについては私としては継続という形で扱いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、これについては継続審議とさせていただきます。

請願第3号及び請願第8号については、継続審議とさせていただきます。

続きまして、請願第7号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書提出についての請願についてを議題といたします。

それでは、事前に皆さん方に配付されている資料がございますので、早速、御意見を賜りたいと思います。

○松浦委員

基本的には、この7号については了承ということでもよろしいかと思えます。

これは釧路ですね、釧路の弁護士会から来ているようでもありますけれども、この中にもありますけれども、消費生活相談員の地位、待遇向上だとか、いろいろありまして、さまざまな問題を抱えているという点で、消費者の安全な生活を確保するために地方消費者行政を充実させるというようなことが最後の結びでありますように、この点を踏まえて私は採択でよろしいのではないかと、こんなふうに思います。

○小澤委員

私も賛成です。

やはり、消費者相談窓口などが、例えば道とか

から撤退いたしますと本当に市などで対応していかなければいけないという場合もありますので、今ある機関を充実強化していただきたいと要望していただきたいと思っております。

○空委員長

それでは、請願第7号につきましては、全会一致で採すべきものと決定ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、全会一致で採すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願第9号介護報酬の都市部加算措置拡充のため、地方の報酬基準を引き下げ、その財源とすることに反対し、適正な介護報酬水準の維持を求める意見書提出についての請願でございます。

これは請願者、連合北海道網走地区連合会会長、添田浩司さん、紹介議員、平賀議員ということになっております。

早速、皆さん方の御意見を賜りたいと思っております。

○渡部副委員長

この請願の内容なのですけれども、タイトルは長いのですが、この書いてあるとおりでありまして、先日、新聞の記事にもあったのですが、地方の介護報酬を減額して東京や大阪の大都市のほうに、要するに財源を回しますよという記事が出ました。

そういうふうになりますと、この考え方というのは北海道の最低賃金というのは都会と違う。そういった全体の流れで、この介護報酬に対してもその考えをもとに地方と都市との考えを、財源を移譲させて減らしたものの上積みも都会に回そうということなのですが、介護報酬に関して、今の現状でも介護に携わる方の環境というのは決していいものではないという中で、こういったことというのは、地方からぜひとも声を出していきたいと、特に北海道の立場で早いうちに採択して、意見書を出してほしい内容だと思いますので、ぜひ採択の方向で議論してほしいと思っております。

○松浦委員

私も採択の方向でよろしいと思っております。

北海道も最低賃金が14円上がりまして、705円と信じがたいような数字でありますけれども、そ

れからいづれにしても今まで介護職員の冷遇といえますか、重労働で低賃金ということで介護労働者が長く勤めることができない、家庭を持った方なんか特に妻や子供たちを食べさせていくことができないという、なかなか安定した職場になり得ないということがありますから、そういう点からも本来、そういった介護労働者が安心して働けるような賃金体系にしていかなければならないのに、こういったことをやられれば間違いなくこういった小規模の都市のところは下げられてしまう、そして都会にだけ優遇、これは非常に不公平だというふうに思いますが、採択して大いに国に声を上げる必要があると思っております。

○立崎委員

私もこれについては採択の方向で考えます。

私は介護のことに関してはよくわかりません。しかしながら、いろいろな方のお話を聞いて、やはり労働条件の厳しさですとか、それから仕事の内容ですとか、その辺を考えますと、確かに最低賃金が14円アップして、北海道も少しはよくなったのかなというふうに思っておりましたけれども、なかなか14円上がったことだけでということにはならないのだと思っておりますので、この件につきましては請願につきましては採択ということをお願いしたいと思います。

○空委員長

それでは、この件については、全会一致で採すべきものと決定ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、請願第9号につきましては、全会一致で採すべきものと決定をいたしました。

なお、この意見書の提出ということでございます。これは皆さんに申し添えておきますけれども、意見書の提出について全案件、審議が終わった後、まとめて意見書案を提出させていただきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に、請願第10号乳幼児医療費制度を拡充し、就学前まで無料化することを求める請願についてを議題といたします。

早速、これについても御審議を願います。

○松浦委員

これも署名が578筆と……。

○空委員長

ごめんなさい、請願者につきましては、新日本婦人の会網走支部、支部長、長澤ちづ子さん、紹介議員、飯田敏勝議員です。

○松浦委員

署名が578筆ほど上がっていると思います。

実は、以前も議会で質問をしたこともあるのですが、網走近辺の子育て世代の賃金というのを調べたことがありまして、おおよそ18万円なのです。月額。

そうしますと、家賃を払い、車のローンを払い、食費を払いとなると、わずかしが残らない、こういうことで私も選挙のときに何人かの若いお母さんと話す機会がありましたけれども、月末に子供が病気になられるのが一番困る、お金がほとんどないという中で、ある家庭では月末になって何とかこれ以上悪くならないでくれと思って、祈って、そして何とかひどくならず回復はしたけれども、そういう思いというのは非常に私はその話を聞いて心が痛んだといいますか、つらい思いをしました。

そういう意味では、この乳幼児の医療費をせめて就学前まで、小学校あがる前までは入院も通院も無料にするというのは、これは当然の要望だと思います。安心して病院にかかれますから、重篤な状況になる前に病院にかかる、これは結果として医療費が安く済む、こういうことにもつながるのだらうというふうに思います。

金額的にもおおよそ1,400万円ぐらいあれば、こういった無料化も可能だというようなこともありますし、ここの請願にもありますように多くの自治体でこういったことを実施していると、中には中学校まで、大体は小学校高学年あたりからは早々病気はしなくなるものですから、中学校まで延ばしたからといって、そんなに金額的には伸びないというふうには思いますが、ここでは就学前までということですから、これは十分に可能だというふうに思います。

やはり、こういった若いお母さんたち、子育て真っ最中の所得の低い人たちの生活状況を思ったときに、これはぜひ同意をいただいて採択をしていただきたいと、このように思います。

○空委員長

他の皆さんの御意見はありますか。

○小澤委員

私もこの就学前までの無料化ということで、や

はり所得の少ない方が松浦委員から話のありましたような実態もあるということを知っておりますので、就学前までの無料化というのには賛成です。

しかしながら、所得制限を導入しないということに関しましては、現在3歳未満については網走市も所得制限を設けている、そしてここに書かれている北見市は8月から導入というようになっておりますが、こちらのほうも所得制限は設けられているということで、やはりお金に困っている層に手助けという考えをするのであれば所得制限というのはしたほうがいいのではないかと思いますので、その点、考えますと継続というふうに思います。

○空委員長

これは意見が分かれております。

基本的に、採択には全会一致を旨とするということになっております。意見が分かれておりますので、請願第10号につきましては、継続審議とさせていただきます。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

次でございます、生活保護制度の拡充を求める意見書の提出要請についてを議題といたします。

○松浦委員

これは日本共産党議員団が提出したものでありまして、今回、継続になれば自動廃案になるものであります。

この中にもありますように、まさに生活保護というのは、最後のセーフティーネットでありまして、憲法25条の立場から言えば、この生活保護者は202万人を超えているというふうにも言われておりますけれども、これ以上の生活保護の水準を引き下げるとするのは極めて憲法の問題から言っても問題がある、そんなふうには思いますので、この議会におきましては議員皆さんの御同意をいただいて、ぜひとも採択をしていただきたいと切にお願いしたいと思っております。

○空委員長

他の御意見ありますか。

○立崎委員

これは6月議会に提出されたものなのですが、このときも申し述べてはおりますが、雇用環境の悪化などで失業したということでの生活保

護の方も大変ふえております。

まずは、経済対策ではないかということをも6月のときにもお話をしております。そのとき、生活保護というのがたくさんいるということは、僕らもよく重々わかっているのですけれども、なかなかそういう面からもちょっと難しいのかなというふうに考えますので、この件については継続という形をお願いしたいなというふうに思います。

○渡部副委員長

6月の委員会の中でも、同じことを申し上げたと思うのですが、生活保護受給者の人数がここに書いてあるよりも今、すごくふえているということがニュースになっています。

それはやはり、経済対策が落ち込んできているということが要因であるというふうに思います。ここの部分の制度を今拡充にするのではなく、経済対策のほうで私はやっていくべきで、そして最後の砦として生活保護は維持はしなくてはならないものだという事はありますが、それを求める意見書の提出としては継続で。

○空委員長

それぞれ御意見ございました。意見が分かれています。

この件については、全会一致でなければという部分がございます。意見が分かれていますので、冒頭申し上げましたように、これは6月17日開催の議会運営委員会において当委員会に付託されまして、6月23日の審議で継続となりました。

要請の受理がありましてから、2回の定例会が経過いたします。結審に至らない場合については、審議未了ということで廃案にすべきものとなります。

この件については、審議未了、廃案という形にさせていただきます。

続きまして、軽度者への給付削減をやめ、介護保険の公費負担の大幅拡大を求める意見書の提出要請についてを御審議いたします。

早速、御意見を賜ります。

○松浦委員

これはタイトル「軽度者への給付削減」これは、介護認定の介護軽度者、軽度者への給付削減という、こういう意味でございます。誤解のないように。

それから、冒頭、菅内閣となっておりますが、先日、野田内閣になり、この辺は違ってくると思

いますが、いずれにしてもこういった中身で進められておまして、特に軽度と判定された人たちは行き場がないと、そんなふうになって、そして総合事業というものがありますけれども、市町村が実施する場合に、そうした基準がないので、一体この人たちはどういうふうになるのか、どういう行き場を失ってしまうような介護難民が出ると、こんなことにはあってはならないというふうに思いますから、これはぜひしっかりした対応をしなければならぬと思いますが、その意味でもこの意見書については採択をしていただきたいと、このように思います。

○空委員長

他の委員は。

皆さん方、御意見ないようではございますけれども、ぜひ採択をという意見もございますので、そのように取り計らってよろしいですか。

○立崎委員

これもさきの6月の議会のときに継続審議となっていたのですけれども、介護難民という言葉が今、出てまいりましたが、介護保険の公費負担の大幅拡大ということは、先ほどの案件ではないのですけれども、基金積み立てのほうが大幅に伸びてきております。

その辺も踏まえまして、市のほう、執行部サイドのほうでも何とか考えていただけるのではないかと、これがまず1点と、それから公費増することによって、税の負担というのがふえてまいるので、とりあえずまた継続ということで申しわけないですがお願いしたいなというふうに思います。

○空委員長

これも意見が分かれています。

この介護保険については、それぞれ各自治体、いろいろと努力をしているというふうに見受けられますけれども、一方で国のほうではすべて一律で基準を決めて、それ以外は地方にゆだねると、こういう状況です。

自治体において、かなり格差があるという実態はございます。これは、委員長としても十分理解できますけれども、それぞれ意見の分かれるところでございますので、これについても継続せざるを得ないと思います。

なお、継続する場合、先ほどの生活保護制度の拡充と同じように、これについても6月23日に当

委員会で審議、継続となった案件でございますので、今回、採択がないということになれば審議未了という形で廃案とさせていただきます。

そのように計らいます。

それでは、ここで先ほど採択をされました請願第7号並びに請願第9号に対する意見書の案を皆様に配付させていただきます。

内容につきましては、できるだけ願意を損なわないように案をつくったつもりでございます。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○空委員長

再開します。

まず、請願第7号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書案でございます。

お手元に配付されました案について、これよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、この案をもちまして、地方自治法第99条の規定により、意見書として提出いたします。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、消費者及び食品安全担当大臣、各通ということでございます。

提出者は、委員長ということになります。

続きまして、請願第9号介護報酬の都市部加算措置拡充のため、地方の報酬基準を引き下げその財源とすることに反対し、適正な介護報酬水準の維持を求める意見書案でございます。

お手元に配付されました案の最後に、3番の下に、請願の記の4番の部分で、介護報酬算定の根拠を明らかにし、よりわかりやすい介護報酬決定過程を実現すること、これを4番としてつけ加えるということ、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

あと、中身については御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、この案をもちまして成案とし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしま

す。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、各通。

提出者は、生活福祉委員会委員長という形になります。

以上で、当委員会に付託されました議案並びに請願、それから要請、これらの審議を終了いたしますけれども、ここで理事者のほうから何かございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○空委員長

再開いたします。

それでは、行政視察に関係する部分について、皆さんと御協議いたします。

これは休憩の中である程度、議論して、このように思いますので、休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時20分再開

○空委員長

再開いたします。

ただいまの行政視察の関係につきまして、休憩中になる、皆さん方に御説明をさせていただきました。

御案内のとおり、台風12号に絡む私たちの委員会として視察すべきということで計画をいたしました相手方の自治体が非常に大きな被害をこうむったという状況もございますので、このことについて密接に相手方ともできるだけ早く連絡をとって、どう対応できるかという部分を正副委員長で協議をし、その結果によっては視察地を変更するということがあり得るということで皆さん方に御承願います。

なお、日程については、基本的にこの10月25日から28日と、この日程を動かさない中で最大限の努力をしたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

ちょっと先走ってしまいますけれども、視察を終えた後の委員会の取りまとめの関係ですけれども、従来例ですと委員会を開催して、委員から

それぞれ感じたこと、所感を述べていただいて、それを取りまとめるという方法、一本の委員会の報告とレポートにして出すのではなくして、個々のレポートとして出すのではなくして、委員会の意見として視察をやってきた部分もございます。

また、レポートとしてそれぞれ提出してもらうという方法をとっておりましたけれども、これはどちらを選択したらよろしいかという部分だけ確認をしておきたいと思います。

○松浦委員

去年までは私は生活福祉委員をやっているのですけれども、それぞれレポートを出して、感想も述べて、議長にあてて提出ということにしています。それでいいのではないかと思います。

○渡部副委員長

委員長と同じ委員会だったのですけれども、その前の生活福祉委員会のときは松浦委員と同じだったのですが、こういった委員会を開いた中でそれぞれが報告をし合って、レポートの提出については、どうせみんなと意見交換をするので、忘れたら困るので私は書面を持っていたのですが、それは提出を強制するものではなく、もしかあればだったら参考にとということで事務局に提出する人と、そこは強制ではなくて、委員会をもって報告をするという形が、そういった方向がいいのではないかと思います。

○空委員長

お二人は今回が初めてということなので、私は委員会の行政視察というのは、それぞれが自分なりのきちっとした目的を持っていくということは非常に大事なことだと。

ただ、見た、説明を聞いた、自分が感じた、このことがレポートとして、こればらばらであって、委員会として議長に提出するのは果たしてどうなのかと、やはりまとめた議論をして、あそこはこうだった、ああだったということを議論をして、やはり最終的には当市のこのごみの問題でもこうあるべきだというようなくらいの気持ちをやはり、統一したものを持ちたいなど、私としては思っているのですけれども、ですから個々にレポートを出してもらうのは結構だけれども、それをそのままくっつけて、行ってきました、こうこう感じました、感じたことを全部、見てきたことをレポートを出すのではなくして、ある程度、それをまとめたほうがいいのではないのかなと思う

のですけれども。

○松浦委員

それも一つの方法だというふうに思うのです。

ただ、物によっては意見が合わないものが出てくるのです、多分。そこは、それでやむを得ないですよ、合わない部分については、それはそれでこういう意見もあり、こういう意見もあったというふうにせざるを得ないと思うので、そこは委員長がそういうのであれば、そういうふうな方法をとるのも一つの方法だと思います。みんながいいならこれで。

○空委員長

それでは、基本的にはレポートはつくってもらいと、議長に提出する部分については、できるだけ皆さんと協議をしながらまとめたものを提出すると、こういう形で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほか、せっきくの機会ですし、委員のほうから何かございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、大変、長時間になりましたけれども、委員会が意見が活発なことは大いに結構なことだというふうに思いますし、議会活性化特別委員会で決定したことを早速、実施できたという部分については、大いに委員会を活性化させるということになったのではないかと、このように思いますけれども、今後とも皆さん方、なりたての委員長でございますけれども、お力をかしていただいて、活発な委員会運営にしたいと、このように思いますのでよろしくお願いします。

きょうの委員会につきましては、これをもちまして終了させていただきます。

御苦労さまでした。

午後2時26分 閉会